

令和5年4月21日

フリーランス・事業者間取引適正化等法案 質問全文

立憲民主・社民 塩村あやか

会派を代表して、ただいま議題となりました「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案」について質問いたします。

私は就職氷河期に社会に出て、以降、フリーランスで仕事をしてきました。フリーランスは、自分で条件や環境を選択できるポジティブな面が押し出されていますが、それはフリーランスの一面に過ぎません。取引先は絶対的に優位であることが多く、買い叩きにあったり、時に性暴力にさらされたり、年金も国民年金のみ、退職金もない。結婚や、子どもを持つことを諦める人もすくなくありません。フリーランスは非正規雇用であり、非正規雇用の負の面が大きいことに、もっとスポットライトをあてるべきだとも思います。

とはいえ、あったほうが良い法律だと思います。本日は、本法律案を次回改正に向けて、よりよい法律にするため、基本的な内容を質して参ります。

1. 本法律案の提出が必要となった立法事実

令和2年に内閣官房が公表した実態調査によると我が国のフリーランスは462万人。その後もさらに増加しているとも言われています。この間、政府としては、フリーランスをめぐるトラブルに対処するため、フリーランスガイドラインの策定やフリーランス・トラブル110番の開設など、一定の対応はしてきています。その上で、フリーランスの取引適正化と就業環境整備のために本法律案が提出されたことは評価します。

しかし、提出に至る検討過程の不透明さ、法律案の内容の曖昧・不明確さ、不十分な点、触れられてすらいらない点も多くあり、本当にフリーランスの方々にとってトラブル根絶が実現できる法律案と言えるのかどうか、一抹の不安が拭えません。

そもそもなぜ、本法律案の提出が必要となったのでしょうか。その要因、背景などの立法事実について、政府としてどのような調査を、どのように分析しているのか、お示してください。

2. 諸外国との比較

近年、フランスや韓国等の諸外国においては、フリーランスに関わる労働政策、社会保障政策の観点も含めた包括的な政策対応が進められています。そうした諸外国の例と比較すると、我が国の政策対応は遅れていると言わざるを得ません。フリーランスの地位、社会保障問題を直視すべきです。海外事例をどのように把握されて、本法律案を検討し、反映されたのか、伺います。

3. 明示と契約の違いについて

本法律案は、取引の適正化を目的に掲げていますが、契約締結は義務づけられておらず、取引内容の明示でよいことになっています。明示とは具体的に何かお答えください。また、法的効力はあるのか、伺います。

そもそも、契約を必須とせず、取引内容の明示（発注書）と規定した理由は何か、お答えください。

4. フリーランスのトラブル実態を踏まえた取引適正化規制を設ける必要性

次に、内容面でも、解釈が曖昧・不明確な点やトラブル防止のためには不十分と思われる点が見受けられます。

本法律案の取引適正化関係の規定は、下請法の規制の一部を言わば流用するものとなっていますが、それでフリーランスをめぐるトラブルが本当に根絶できるのでしょうか。一方的な発注取消し、過重労働につながる短期間に大量の無理な発注など、フリーランスの取引上のトラブルの特性を踏まえ、トラブル防止に必要な禁止行為を規定すべきと考えます。なぜ、規定をしなかったのか、伺います。

特に、過重労働は深刻です。例えば、芸能・メディア関係者などは、不規則で余裕のない生活が続きます。現場で倒れて急死してしまう30代、40代が少なくありません。彼らに共通しているのは、「健康診断を受けていなかったこと」だと舞台監督の森下紀彦氏は指摘をしています。仕事に追われ、指定された期間や時間帯に、自分の住む地域の健康診断を受けることが難しいのです。

私の知人もフリーランスのディレクターでしたが、無理して仕事を詰め込み、取材先に向かう駐車場の車の中で脳溢血で死亡をしていました。妻と2歳の子どもを残し、まだ40代でした。その彼の葬儀の受付をしていた、先輩ディレクターも、疲労が溜まっていたのでしょう。その彼の葬儀の受付で突然死をしました。私は、仕事仲間を同時に2人、失うという経験をしました。以降、私は健康診断を欠かしていません。

フリーランスを保護するためには、過重労働をいかに防止し、健康診断を受けてもらうかにかかっています。政府は問題解決にどう取り組むか伺います。

5. 下請法と本法律案の適用関係の整理規定を置かなかつた理由、解釈を明確にする必要性

次に、下請法との関係を伺います。本法律案と下請法のいずれも適用対象となる取引の場合、どちらの規定が適用されるのでしょうか。法律上の整理規定もなく、解釈も示されていません。どのような場合にどちらの規定が適用されるのかが曖昧・不明確では、混乱を招く懸念があります。適用関係の整理規定を置かなかつた理由、適用関係の解釈を明確にお示しください。

6. 育児介護等への配慮義務規定について

①本規定を盛り込むこととした背景・立法事実

本法律案には就業環境の整備として、フリーランスに対する業務委託事業者による妊娠・出産・育児・介護への「配慮義務」（第13条）が規定されています。連合が本年1月に公表した「フリーランスの契約に関する調査2023」によると、フリーランスに必要だと思うこととして、妊娠・出産・育児・介護など、仕事と両立するための、「給付金や休暇などの制度」を求めるニーズがあることが示されています。

フリーランスが求めているのは、「取引先の配慮」以上に「給付金や休暇制度」です。発注元事業者に対し、取引上の配慮を求めるようなニーズがあるとの調査は見受けられませんが、本規定を盛り込むこととした背景、立法事実をお示しください。

②育児介護等への配慮義務の政令で定める期間の根拠

育児介護等への配慮義務は、政令で定める期間以上の業務委託に適用されるものですが、この政令で定める期間は、衆議院内閣委員会において、1年以上を検討する旨の答弁がありました。この1年以上という根拠は何なのでしょう。政府は「アンケート調査において、契約期間が1年以上の場合には仕事のかげ持ち数が減るといった結果となっている」旨の答弁をしていますが、それと育児介護等への配慮義務が求められる委託期間との間に、どのような合理的関連性があるのか、お答えください。

③育児介護等の配慮を申し出ることの困難さと本規定の実効性

育児介護等への配慮義務は、フリーランスからの「申出」に応じて、必要な配慮をしなければならないと規定されています。しかし、申出をしたことで、直接間接問わず、何らかの「不利益取扱い」がなされてしまうことも懸念され、申し出ることをためらう場合も想定されます。本法律案では、不利益取扱

いの禁止規定が置かれていません。なぜなのか、お答えください。また、本規定の実効性をどのように担保するのか、お伺いをいたします。

④育児介護等への配慮として求められる内容と負担のバランス

育児介護等への配慮義務規定に基づき具体的に求められる配慮の内容も不明確で、業務委託事業者はどれだけの負担を甘受しなければならないのかも未知数です。法律上の配慮義務と規定されたことで、かえってフリーランスに対する発注を控える不安があるとの声があがっています。業務委託事業者に求められる配慮と負担のバランスをどのように考えるのかを伺います。

7. ハラスメント対策義務規定の内容及び実効性

ハラスメント対策義務規定についても、具体的にどのような行為がハラスメントに該当するのか、ハラスメント対策として求められる措置は何かが不明確です。本法律案は、労働者に対する既存の各種ハラスメント対策とどのような違いがあるのか、具体的な内容を御説明ください。また、フリーランスに対するハラスメントの根絶に向け、いかに実効的にハラスメント対策義務の履行を促し、違反行為に対する是正を図っていくのか、以上、後藤大臣にお伺いします。

8. フリーランスをめぐる社会保障に関する課題

①フリーランスの社会保障に関わる対応の実現時期

本法律案において全く触れられていませんが、フリーランスをめぐる社会保障の問題こそ、早急に対応すべき課題です。昨年12月に全世代型社会保障構築会議が取りまとめた報告書において、「フリーランス・ギグワーカーについて、その被用者性の捉え方などの検討を深め、必要な整理を行うとともに、より幅広い社会保険の在り方を検討する観点からの議論を着実に進めるべき」とされましたが、一向に検討の進捗が見られません。いつになったら実現されるのでしょうか。本法律案は公布後1年6月以内に施行されますが、施行時には、社会保障に関する対応も実現されていると考えてよいのでしょうか。実現時期をお示し下さい。以上2点は加藤厚労大臣にお伺いします。

②フリーランスの育児期間中の給付制度の検討

また、報告書では「自営業者やフリーランス・ギグワーカー等に対する育児期間中の給付の創設についても検討を進める」とされましたが、先月末に公表された「こども・子育て政策の強化について（試案）」では、「育児期間に係る保険料免除措置の創設に向けた検討を進める。」とされ、給付制度を設ける

という方向性から随分と後退してしまっています。先ほど述べた連合の調査からも、給付制度の創設こそが当事者のニーズと言えます。なぜ後退したのでしょうか。検討しなおすべきです。小倉大臣、お答えください。

③フリーランスの社会保障の観点も踏まえた無痛分娩の促進

加えて、無痛分娩の促進も重要な施策の一つと考えます。無痛分娩のメリットとして、分娩に伴う痛みの緩和だけでなく、疲労の少なさや、回復の早さも挙げられます。フリーランス協会が平成29年に実施した調査によると、フリーランス女性の約6割が、産後2ヶ月以内に仕事復帰をしているという衝撃的なデータがあり、その背景には、社会保障制度が整っていないことが指摘されています。

給付制度などを早急に創設すべきことは先ほども述べたとおりですが、早期復帰せざるを得ない現状では、産後の回復が早ければ、それだけ無収入期間を短縮することにもつながります。フリーランスの社会保障の観点も踏まえ、希望をすれば無痛分娩を選択できる環境整備の促進は大事であると考えます。加藤厚労大臣に見解を伺います。

9. 本法律案の対象となるフリーランスへの周知徹底

ここまで「フリーランス」という呼称を用いてきましたが、本法律案の対象は「特定受託事業者」と定義されています。フリーランスとして、多くの方が多種多様な業界で働かれています中、発注・受注当事者双方にとって、自らがこの法律の「特定受託事業者」や「業務委託事業者」に当たるかどうか認識しにくくなってしまっているのではないのでしょうか。当事者に対し、周知徹底する必要があると考えますが、後藤大臣に取組方針を伺います。

10. 偽装フリーランス・偽装請負問題への対応強化の必要性

次に、偽装フリーランス・偽装請負問題への対応強化の必要性について伺います。本法律案により、個人として業務を受託する事業者については一定の保護が受けられることとなります。実体上の労働者性があり、労働者に該当する場合には、労働関係法令によって保護されますが、昨今、実質的には労働者性がありながら、労働基準法等の適用を逃れる、いわゆる偽装フリーランスや偽装請負が社会問題化しています。

本法律案に基づく業務委託の名の下に、偽装フリーランスや偽装請負の問題が起こることも懸念されます。そのようなことにならないよう、本法律案の制定を機に、これまで以上に厳格に法執行を行なうこと、及び、労働法制の適用拡大の検討が必要ですが、加藤厚労大臣に見解を伺います。

偽装請負で触れざるを得ないのが、秋本真利外務大臣政務官問題です。

政策秘書が業務委託契約をある女性と結び、政策秘書の給与1人分で2人分の秘書を実質的に雇用していた、いわゆる「秋本スキーム」とも呼ばれる手法です。当該女性は秘書として、秋本政務官の指揮監督下にあったことは、入手したショートメッセージのやりとりや、委託を受けたとされる当該女性秘書から聞いた話でも明らかです。

つまり、実質的な労働者にも関わらず、社会保障などが適用されない偽装請負としていたのです。

この件に関する資料を提出するよう、秋本政務官は再三、予算委員会や内閣委員会で求められていますが、政務官は国会の場で事実と異なる答弁をし、偽装請負問題から逃げ続けています。国会が求め続けている資料を秋本政務官に提出していただくよう、上司として指示をしていただけないでしょうか。林外務大臣に伺います。

11. フリーランスと就職氷河期世代

最後に、冒頭紹介した内閣官房の調査によると、フリーランスの年齢構成としては、40代から50代が全体の4割程度を占めており、就職氷河期世代と重なります。私もそのひとりであったことは最初に述べたとおりです。

政府として、フリーランスを含めた、就職氷河期世代が必要な支援が受けられるよう、各省庁の取組を一層促進して頂きたいと思っております。本法律案と、就職氷河期支援を担当している後藤大臣が大臣就任中に、この問題解決にどう取り組むのか、また、結果を出す覚悟と決意があるのか伺います。

最後に。

フリーランスの「世帯年収」は300万円台。年金は国民年金だけ。退職金もない。社会保障が脆弱なフリーランスは既に462万人。そこに就職氷河期問題も重なります。2019年の調査では、高齢おひとり様世帯は737万世帯。既に、亡くなる方の30人に1人が無縁仏に入る時代に日本は突入しました。

私たち国会議員は、過去の政策の失敗を詭弁で「隠蔽」するのではなく、反省すべきは反省し、見直すべきは見直すという作業をこの国会の場でしていく責務があるはずです。

本法律案がそのキッカケとなることを、フリーランス当事者だった者として切に願い、質問を終わります。